

○パブリックコメントに寄せられたご意見の概要 及び ご意見に対する市議会の 考え・今後の対応について

※ご意見は、書面等で寄せられたご意見（9件）と市民説明会でいただいたものです。同様の意見をまとめたり、要約しているものがあります。

番号	大船渡市議会基本条例（案）に関するご意見の概要	市議会としての考え・対応	意見の 提出方法
	○条例（案）に関する意見		
1	3条、4条 活動原則）地元住民の要望だけでなく市全体のための議員として働いてほしい。	議会全体や常任委員会等で市全体の課題等を取り上げ活動している。今後も積極的に活動していきたい。	市民説明会 パブコメ
2	5条 会派）会派の存在のプラス面を活かして行ってほしい。	会派での政策に関する調査研究などを通じて議会審議の充実に資するとともに、会派間の調整により円滑な議会運営を図っている。	市民説明会
3	7条 市民参加）請願・陳情の処理は、どのようにやっているのか。	紹介議員のある請願については所管の常任委員会で審査・調査を行い本会議に報告するほか、必要に応じて国等への意見書の提出などを行っている。陳情については、議会運営委員会の内規に基づき請願として扱うかどうかを判断している。 今後は、請願を本会議で採択した後の対応について検討していきたい。	市民説明会
4	8条 情報公開）議会運営委員会の活動状況を公開してほしい。公開されているということが分かりやすく周知される必要がある。	法定の委員会は既に公開されているが、今後は委員会の開催予定の周知方法等について検討していきたい。	市民説明会
5	8条 情報公開）定例議会終了後、フェイスブック等で観られるようにしたらどうか。	本会議については録画映像を市議会ホームページで既に配信している。また、主な委員会・市政調査会等の活動についてもホームページや議会だよりでお知らせしている。 ツイッターやフェイスブックの活用についても今後、検討していきたい。	市民説明会

6	8条 情報公開) 市議会ホームページの閲覧数が分かれば成果が見え、評価につながるのでは。	今後活用していきたい。	市民説明会
7	9条 市長等と議会の関係) 大船渡市議会の反問権はどのようになっているのか。	平成26年第1回定例会から、一般質問において、議員の質問の主旨を確認するための反問を市長等に対し認めている。	市民説明会
8	13条 委員会の活動) 時代に即応した委員会を設置してほしい。例えば、復興特需に置き去りにされる労働者が見込まれることから、対策立案できる委員会が必要である。	<p>常任委員会ではそれぞれの所管事項に関して積極的に調査活動等を行っている。また、そのときどきの市政課題等に対応した特別委員会や議員連盟などを設置しているほか、市政調査会でも市政課題に関する研修や現状確認などを行っている。</p> <p>今後も適切に委員会等を設置・活用するとともに、政策提言に結びつける活動に努めていきたい。</p>	パブコメ
9	15条 政務活動費) 政務活動費 7,000円(月額)は少ない。使い道、目的等をしっかり説明できれば増額してもいいのでは。	<p>議員報酬や政務活動費の額を変更するときは、市の特別職報酬等審議会の意見を聞くことが条例で定められている。</p> <p>また、本市議会の議会改革の検討の中で、震災からの復興を優先し、額については現状では見直す段階にないと結論付けている。</p>	市民説明会
10	15条 政務活動費) 政務活動費の範囲は。使用率はどのくらいか。	政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部に当てるため交付されている。執行率は、平成27年度は93.75%、26年度は95.92%となっている。	市民説明会
11	15条 政務活動費) 他議会で使途が問題になっているが、大船渡市議会でも使途内容がわかるようにしてほしい。また、領収書の公表も検討してほしい。	<p>政務活動費については、有効かつ適切な支出に努めている。政務活動費の収支報告書及び領収書については、現状でも「市議会政務活動費の交付に関する条例」並びに「市情報公開条例」に基づき開示請求に応じて公開しているが、平成28年度の執行分から政務活動費の支出科目別一覧を、市議会ホームページで公表する予定である(掲載は29年度から)。</p> <p>また、政務活動費を活用した視察・研修等の報告書については今年度から随時ホームページに掲載している。</p> <p>使途内容や領収書の公表のあり方については、今後も検討していきたい。</p>	パブコメ

12	16 条 議会広報) 陸前高田市や住田町で行われているような議会報告会を開催してはどうか。	<p>現在は、いわゆる議会報告会という名称や形式ではないが、常任委員会単位で調査項目を設け、市民・団体との意見交換を積極的に行っている。</p> <p>陸前高田市や住田町で行われているような議会報告会については、これまで議会改革に係る検討の中でとりあげてきており、今後も引き続き検討していきたい。</p>	市民説明会
13	16 条 議会広報) 本会議の録画映像の配信は何年ぐらい行うのか。	平成 27 年 6 月から録画映像の配信を行っており、約 4 年間掲載する予定としている（ホームページで告知している）。	市民説明会
14	16 条 議会広報) 傍聴者が少ないように思う。開会などの広報を公共施設や商業施設に掲示し、気軽に議会に足を運んでもらう取組が必要。	議会の開催予定については、市議会ホームページや議会だよりに掲載しているほか、FM ねまらいんでもお知らせしているが、傍聴者を増やす方策については引き続き検討していきたい。	パブコメ
15	17 条 議員の政治倫理) 議員の品位とは、解説も含め明記されていないが、規準はないのか。	政治倫理条例を定めている議会もあるが、当市議会としてはまずは本条例の趣旨に基づく活動に努めていくことで、職責を果たしていきたい。	パブコメ
16	18 条 議員定数及び議員報酬) 議員報酬は足りないと思う。50 万円を払ってもいいので定数を 15 名にし、議員の質を高めてはどうか。高い報酬を払ってもいいので、もっと頑張れという意見。	議員定数や議員報酬額については、経費や他市との比較だけでなく、地方自治法や本条例に基づく議員の活動実態に合わせ、その機能を損なうことのないよう考えていきたい。	市民説明会
17	22 条 議会図書室) 図書室の充実について記載されているが、具体的にどのような内容か。また、一般市民へ開放する考えはないのか。	地方自治法及び大船渡市議会図書室規程に基づき、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置している。地方自治法では「一般に利用させることができる」とされているが、現状は予算や職員体制の問題から議員の利用にとどまっている。引き続き充実を図っていきたい。	パブコメ
18	23 条 継続的な評価及び検討) 評価・検討を議会運営委員会が行うとあるが、市民や第三者が評価するべきではないか。	議会活動が本条例の趣旨に基づき行われているかどうか、議会運営委員会ですら自ら検証を継続的に行っているしながら、第三者による検証についてはその次の段階の検討課題としたい。	市民説明会

19	23 条 継続的な評価及び検討) 議会運営委員会とはどのようなものか。	議会運営委員会は、地方自治法や大船渡市議会委員会条例に基づき、議会運営に関することや議会の規則・条例並びに議長の諮問に関する事項の調査等を行う委員会であり、円滑かつ活発な議会運営を図るための申合せを検討したり、定例会・臨時会ごとに本会議の運営等についての協議を行うほか、年 4 回の定例会後には検証を行っている。	市民説明会
20	全般) 今までやっていたことに新たに加わったものは何か。従来やっている議員活動とどう違うのか。	これまで本市議会が行ってきたことや、議会活動の活性化を図る議会改革調査特別委員会で検討し改革を重ねてきた事項等を体系化したものである。	市民説明会
21	全般) 基本条例をつくって何をやろうとしているのか。独自性がないと意味がない。	条例に基づく活動を通して、震災からの復興と震災前からの諸課題を解決し市民の負託に応えることのできる議会機能の強化を図ろうとするものである。 本条例の独自性としては、これまでの本市議会の活動実績に基づく実効性のある内容としたことと、震災当時の教訓から災害時の議会の対応について盛り込んだことなどである。	市民説明会
22	全般) 議員個人の考えをどのように議会全体のものにしていくのか。	議会が複数の市民の代表者によって構成されることから互いの意見を尊重しつつ、第 4 条や第 12 条などに基づき、議員間の自由な討議を通じて論点を整理し、議員全員が市政課題、または議会運営について共通認識を深め、政策提言等につながるよう合意形成に努めていきたい。	市民説明会
23	全般) 震災の風化防止は具体的に何をやるのか。条例にどういう形で盛り込んでいるのか。	東日本大震災の教訓から、第 7 章に議会の災害発生時の対応について定めている。 本市議会では、平成 25 年に「災害対応指針」、「災害対策会議設置要綱」、「災害時行動マニュアル」を定めており、災害が発生した場合には、これらに沿って、市の災害対策本部と緊密な連携を図るとともに、各地区において情報の把握を行い、議会として速やかに対応することとしている。	市民説明会

24	全般) 岩手県では基本条例を 9 割の市議会が制定しており、大船渡は遅いのでは。	ブームに乗るのではなく、これまでの活動実績を積み上げたうえで制定することとした。	市民説明会
25	全般) 市民の声が十分反映する議会になるよう充実をしてほしい。	条例の趣旨に基づき、市民の多様な意見を市政に反映させることのできる議会活動に努めていきたい。	市民説明会
26	全般) 市議会が真剣に取り組んだ姿勢が感じられた。反問権などもう少しと思うところもあるが、今後の議会活動の中でレベルアップし解消されていくと感じた。	第 23 条に基づき継続的な検証を行っていくことで、条例の趣旨に添った議会活動となるよう努めていきたい。	パブコメ
27	全般) 他の条例を参考に、大船渡市にあったものがあれば取り入れ、また常に不具合の改善・見直しを行いより良いものにしてほしい。 誰もが興味を持てる活発で明るい議会となることを期待する。 市民が納得できる開かれた議会にしてほしい。	第 23 条に基づき継続的な検証に努め、必要があれば適切に見直しを行うこととしている。また、市民に開かれた議会を目指し、分かりやすい議論、審議過程や意思決定プロセスの公開、議会広報の充実などに努めていきたい。	パブコメ
28	3 条 (3) 「行政運営の監視・評価」、23 条「条例の継続的な評価及び検討」にそれぞれ評価基準がないが、基準がないと一定の評価結果がでないのではないかと。	3 条 (3) 「行政運営の監視・評価」) 地方自治法第 96 条から第 100 条の 2 に定められた議会の権限 (議案審議、予算の増額修正、検閲・検査及び監査の請求、意見書の提出、普通地方公共団体の事務に関する調査) を根拠に活動することが、行政運営の監視・評価につながっているものと考えている。 23 条「条例の継続的な評価及び検討」) 現在でも年 4 回の定例会ごとに議会運営委員会で共通の項目を設け検証を行っているので、これをさらに充実させていきたい。	パブコメ
29	全般) 市民の意見を聞く場を、今後どのようにしていくのか。	現在、常任委員会等で市民・団体との意見交換を積極的に行っていることから、今後も引き続き、市民と議会が意見を交換する多様な機会の創出に努めていきたい。 また、第 3 章の規定に基づき、公聴会や参考人制度の活用を図るとともに、請願・陳情の審査において紹介議員や提案者の説明を聴く機会を適切に設けるよう努めていきたい。	パブコメ

30	4条 議員の活動原則) 自らの資質向上、公正な職務遂行とあるが、議員には義務も求められている。選挙へ立候補する際、市議会独自の「市税等の納税証明書」を添付する規定を設けてはどうか。	市議会独自の「市税等の納税証明書」については現状では考えていないが、引き続き4条の議員の活動原則や17条の政治倫理規定などにに基づき活動していく。	パブコメ
○議会活動に関する意見			
1	一般質問で良い質問の際には、他の議員から応援質問等ができるようにしたらどうか。	同一会派による関連質問を行うことができる。	市民説明会
2	議会を傍聴していて一般質問の結末が尻切れトンボ、うやむやになる例がある。	論点を整理し分かりやすい議論になるよう議員全員が自己研鑽に努めるとともに、定例会後の議会運営委員会で、一般質問を含めた議会運営についての検証を行っているので、今後も継続していきたい。	市民説明会
○パブリックコメント方法に関する意見			
1	期間が2週間では短かった。	今後の議会活動を通して、条例の趣旨等について周知を図ってきたい。	市民説明会 パブコメ 電話
2	説明会をもっと行うべきだった。(市民、諸団体、地域との懇談会の開催)		パブコメ
3	パソコンを持っていない人も見られるよう広報に載せるなど広く市民に周知する方法をとるべきだった。		電話
4	条例案をもっと多くの市民へ説明、周知が必要では。		パブコメ
5	条例策定により議会や議員の担う役割や活動等、今までと変わる・改善されることをわかりやすく市民にアピールしていけば、条例策定の意味や有効性が浸透していくのではと考える(説明会の説明だけでは分かりにくかった)。		パブコメ

○その他（要望等）			
1	市内に仕事のないので地元に残る若者が少ない。企業誘致につながるようなインフラの整備をしてほしい。	<p>市政課題に関していただいたご要望については、今後の議会活動へのご提言とさせていただきたい。</p>	市民説明会
2	通学路の保安施設の充実を図ってほしい。		市民説明会
3	復興需要が収束し仕事が少なくなる中で、雇用対策に取り組んでほしい。		市民説明会
4	赤崎小中学校は新しい校舎で卒業式を行ってほしい。		パブコメ
5	「持続可能で安心して暮らせるまち」の実現のためには「教育」と「福祉」の充実しかない。教育については秋田県など先進地を参考に、福祉については包括ケアシステムの充実を。		パブコメ